

富山県の緊急事態措置

4/17 13:30 知事記者会見資料

新型コロナウイルス感染症については、県内において最初の感染者が確認された3月30日以降急増しており、4月17日正午現在で、68人の感染者が確認され、このうち、富山市在住者が55人(80.9%)となっています。また感染経路が不明なケースが増加傾向にあり、日常生活の中での感染リスクが徐々に増大し始めています。このような状況を踏まえ、国が緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大されたことをしっかりと受け止め対応したいと考えます。

これまでも県民の皆様には、県内外への不要不急の外出・往来の自粛や、「密閉」「密集」「密接」の「3つの密」を回避する行動についてご理解・ご協力をお願いしてまいりました。

しかしながら、感染者数は、富山市内を中心として引き続き増加傾向にあり、かつ、一部の公的医療機関においては院内感染も発生しています。

医師や看護師などの医療従事者の方々には、これまでも昼夜を問わず大変献身的に対応いただいております。しかしながら、今後、富山市内はもとより、他の市町村内においても感染者がさらに拡大すれば、医療従事者の方々の疲労もさらに蓄積し、県内全域における通常の診療・救急対応にも支障が生ずる可能性があるなど、県内の医療体制は極めて危機的な状況に直面しつつあります。

県では、これまでも、医療機関に最大500床の病床の確保をお願いするとともに、軽症者・無症状者の療養のための宿泊施設を募集開始するなど、感染が拡大した場合にも医療提供体制が維持できるよう全力で取り組むとともに、院内感染の発生した医療機関に対しても、入院患者の転院への支援や、不足する防護具などの医療資機材の支援などに取り組んでまいりました。

今後とも、こうした医療提供体制の整備と併せて、感染拡大防止対策や緊急経済対策への対応に万全を期してまいります。さらなる感染拡大を防止するためには、県民・各企業等の皆様におかれては、「自分だけは大丈夫」という意識を根本から変えていただくことが必要不可欠であります。

県民・各企業等の皆様におかれては、以下にお願いする事項をはじめとして、ご自身への感染の回避とともに、ご家族をはじめ他の方々に感染させない行動の徹底など、最大限の危機意識をもって対応いただきますようお願いいたします。

【県民・各企業等の皆様に特にお願いしたい事項】

- ・ 曜日や昼夜を問わず、県内外への不要不急の外出・往来は控えてください。
特に、大型連休期間においては、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛いただきますようお願いします。

- ・ 外出する場合には、マスクの着用や手洗い・咳エチケットの励行などの感染防止対策と、「密閉」「密集」「密接」の「3つの密」を回避する行動をお願いします。

※「不要不急の外出」の対象とならない外出の具体例については、政府の基本的対処方針において、「医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要なもの」が挙げられていますので、参考にしてください。

- ・ 各企業等においては、テレワークや時差出勤、テレビ会議の活用などに加えて、人が密集しやすいスーパー・ショッピングセンターなどの店舗や職場などにおいて、人と人との距離を開け、接触機会を減らす配慮を最大限講じてください。また、観光施設等に人が集中するおそれがあるときは、入場者の制限等の適切な対応をお願いします。

- ・ カラオケ・ライブハウス、バー・ナイトクラブなどの繁華街の接客を伴う飲食店等への出入りは厳に自粛してください。

- ・ 発熱や風邪の症状等がみられる場合には、直ちに外出・出勤は控え、最寄りの帰国者・接触者相談センターに相談してください。

- ・ 新型コロナウイルス感染症問題に起因するストレスなどが高まらないよう、感染防止対策に留意したうえで屋外の公園等に出かけるなど、心身の健康に留意するとともに、問題がある場合には、心の健康センター等に相談してください。

- ・ 出所不明な不確かな情報などに惑わされることなく、国や県、各市町村が報道機関やSNSなどを通して発出する正しい情報を基本として、「正しく理解し、正しく恐れる」ことを旨とした冷静な対応をお願いします。

- ・ 患者・感染者や対策に携わっている医療従事者の方々及びそのご家族の方々などに対しては、人権に配慮して、差別や偏見を持たずに、また、風評被害を受けることのないように温かく見守り応援してください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための
県立学校における臨時休校の延長について

昨日、国において、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づき、全都道府県に緊急事態宣言が発令されました。

今後、県内における感染拡大が懸念されることから、児童生徒等の安全と健康の確保を図るため、次のとおり県立学校の休校措置の延長を行うことといたします。

なお、臨時休校の趣旨に鑑み、児童生徒等における不要不急の外出は厳に慎むよう各学校で指導するものとします。

1 県立学校の取扱い<県立高校及び特別支援学校における共通の取扱い>

- ① 臨時休校を5月6日（水）まで延長する。
- ② 臨時登校等については原則行わないものとし、やむを得ない事情があると認める場合には、3つの密（密閉、密集、密接）が同時に重なることを徹底的に回避する対策を実施したうえで行う。
- ③ 自宅待機が長期化する中、児童生徒等においては、学習に著しい遅れが生じることがないように児童生徒等には計画的かつ適切な家庭学習を課すとともに、適度な運動に心がけるよう指導する。また、学習面、感染症等に対する不安やストレスに関する相談体制を構築するものとする。
- ④ 部活動については、引き続き原則休止の取扱いとする。

2 特別支援学校における独自の取扱い

- ① 家庭等や放課後等デイサービス事業所、支援関係機関と連携協力して、引き続き児童生徒等の居場所の確保に努めるものとする。
- ② 家庭等の事情により、やむを得ず自宅待機等が困難な児童生徒等については、学校において自主学習することも可能とする
- ③ 通学バスを運行している学校においては、送迎が困難な家庭等もあることから、状況に応じて臨時休校期間中も引き続き、運行することとする。
- ④ 給食の提供や寄宿舎の利用は行わないものとする。

3 その他

臨時休校の取扱いについては、今後の県内における感染状況や全国の状況等を踏まえて、変更することもあり得ることを念頭において感染症の拡大防止対策に万全を期すものとする。

県営文化施設・体育施設等の臨時休館について

1 対応方針

県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、県営文化施設、体育施設等のうち、不特定多数の利用が想定される屋内施設等について臨時休館（一部休館含む）とする。

2 休館期間

4月18日（土）から5月6日（水）

3 対象施設（51施設） ※施設一覧は別添のとおり

区分	対応	主な施設名
文化施設 (16施設)	全面休館	富山県美術館、富山県立山博物館、 高志の国文学館 など
うち文化ホール (うち6施設)	ホール及び展示場は休館 (不特定多数の利用が想定されるため)	富山県民会館、富山県教育文化会館、 新川文化ホール など
体育施設 (10施設)	全面休館	富山県総合体育センター、県営富山武 道館、富山県高岡総合プール など
教育施設 (8施設)	全面休館	県立図書館、県民生涯学習カレッジ、 呉羽・砺波青少年自然の家 など
公園施設 (17施設)	屋内施設は休館 (公園内の芝生広場や園路、屋外グラン ド等は利用可能)	富山県総合運動公園、県民公園太閤山 ランド、富岩運河環水公園 など

(施設一覧はこちらからもご覧になれます)

<http://www.pref.toyama.jp/sections/1118/virus/kenyushisetsu.html>

臨時休館する県営文化施設、体育施設等一覧

別添

区分	番号	施設名	所在地	施設連絡先 (電話番号)	所管課	対応
文化施設 (16施設)	1	富山県美術館	富山市	076-431-2711	文化振興課	全面休館
	2	富山県水墨美術館	富山市	076-431-3719	文化振興課	全面休館
	3	富山県立山博物館	立山町	076-481-1216	文化振興課	全面休館
	4	高志の国文学館	富山市	076-431-5492	文化振興課	全面休館
	5	富山県民会館(本館) 分館 内山郡 分館 金岡郡	富山市	076-432-3111 076-432-4567 076-433-1684	文化振興課	ホール、展示場など休館(会議室等の利用を除く)
	6	富山県教育文化会館	富山市	076-441-8635	文化振興課	
	7	富山県高岡文化ホール	高岡市	0766-25-4141	文化振興課	
	8	富山県新川文化ホール	魚津市	0765-23-1123	文化振興課	
	9	富山県民小劇場	富山市	076-445-4531	文化振興課	
	10	富山県利賀芸術公園	南砺市	0763-68-2028	文化振興課	
	11	富山県民共生センター	富山市	076-432-4500	少子化対策・県民生活課	全面休館(入居団体、相談室等除く)
	12	富山県総合福祉会館	富山市	076-432-2958	厚生企画課	全面休館(入居団体、相談室等除く)
	13	立山自然保護センター	立山町	076-463-5401	自然保護課	全面休館
	14	富山県こどもみらい館	射水市	0766-56-9000	子ども支援課	全面休館(3/2~5/10臨時休館中)
	15	富山県立イタイイタイ病資料館	富山市	076-428-0809	健康課	全面休館
	16	富山県立山カルデラ砂防博物館	立山町	076-481-1160	砂防課	全面休館
	17	富山県総合体育センター	富山市	076-429-5455	スポーツ振興課	全面休館
体育施設 (10施設)	18	富山県高岡総合プール	高岡市	0766-28-1166	スポーツ振興課	全面休館
	19	県営富山武道館	富山市	076-431-0170	スポーツ振興課	全面休館
	20	県営高岡武道館	高岡市	0766-24-1438	スポーツ振興課	全面休館
	21	県営富山弓道場	富山市	076-434-3873	スポーツ振興課	全面休館
	22	富山県福光射撃場	南砺市	0763-55-1938	スポーツ振興課	全面休館
	23	富山県渚艇場	富山市	076-485-2104	スポーツ振興課	全面休館
	24	富山県上市カヌー競技場	上市町	076-473-3223	スポーツ振興課	全面休館
	25	富山県西部体育センター	砺波市	0763-33-3412	スポーツ振興課	全面休館
	26	富山県国際健康プラザ	富山市	076-428-0809	健康課	全面休館
	27	富山県広域消防防災センター(四季防災館)	富山市	076-429-9916	消防課	全面休館
教育施設 (8施設)	28	富山県森林水産総合技術センター 林業普及センター	立山町	076-483-2259	森林政策課	全面休館
	29	富山県民生涯学習カレッジ本部 富山県民生涯学習カレッジ新川地区センター 富山県民生涯学習カレッジ富山地区センター 富山県民生涯学習カレッジ高岡地区センター 富山県民生涯学習カレッジ砺波地区センター	富山市 魚津市 富山市 高岡市 小矢部市	076-441-8401 0765-22-4001 076-441-0301 0766-22-5787 0766-61-2020	生涯学習・文化財室	全面休館(電話による学習相談・情報提供は対応予定)
	30	富山県公文書館	富山市	076-434-4050	文書総務課	全面休館(電話等による調査研究に係る相談・情報提供業務は継続)
	31	富山県立図書館	富山市	076-436-0178	生涯学習・文化財室	全面休館(圖書の予約など一部サービスは利用可能)
	32	富山県呉羽青少年自然の家	富山市	076-434-1908	生涯学習・文化財室	全面休館
	33	富山県砺波青少年自然の家	砺波市	0763-37-2002	生涯学習・文化財室	全面休館
	34	富山県埋蔵文化財センター	富山市	076-434-2814	生涯学習・文化財室	全面休館
	35	県民公園新港の森	射水市	0766-84-0950	環境政策課	屋内施設(球場内放送室、審判室等)休館
公園施設 (17施設)	36	県民公園自然博物館ねいの里	富山市	076-469-5252	自然保護課	屋内施設(自然博物館センター、鳥獣保護センター)休館
	37	県民公園類成の森	砺波市	0763-37-1540	自然保護課	屋内施設(バーベキュー施設含む)休館
	38	立山山麓家族旅行村	富山市	076-481-1748	自然保護課	屋内施設(ケビン、バーベキュー施設、キャンプ場等含む)休館
	39	称名平休憩所	立山町	076-462-9971	自然保護課	屋内施設(2F部分)休館 ※1Fは路線バス待合用のため開所
	40	雨晴野営場	高岡市	0766-20-1416	自然保護課	全面休館
	41	富山県中央植物園	富山市	076-466-4187	森林政策課	屋内施設(展示温室、多目的ホール)休館
	42	富山県花総合センター	砺波市	0763-32-1187	農産食品課	屋内施設(本館、温室)休館
	43	富山県21世紀の森	富山市	076-458-1447	森林政策課	屋内施設(森林学習展示館)休館
	44	県民公園太閤山ランド	射水市	0766-56-6116	都市計画課	屋内施設(展望塔、ファミリー・アグリ、バーベキュー施設等)休館
	45	富山県富岩運河環水公園	富山市	076-444-6041	都市計画課	屋内施設(展望塔、野鳥観察舎)休館
	46	富山県富岩スポーツ公園	富山市	076-438-4880	都市計画課	屋内施設(健康スポーツドーム、更衣室)休館
	47	富山県総合運動公園	富山市	076-429-8835	都市計画課	屋内施設(屋内グランド、陸上競技場会議室・更衣室)休館
	48	富山県五福公園	富山市	076-432-5073	都市計画課	屋内施設(会議室、更衣室)休館
	49	富山県空港スポーツ緑地	富山市	076-429-7129	都市計画課	屋内施設(更衣室)休館
	50	富山県常願寺川公園	富山市 立山町	076-463-2034	都市計画課	屋内施設(更衣室、休憩所、バーベキュー施設)休館
	51	伏木富山港(海王丸パーク、新湊マリーナ等)	射水市	0766-82-5181	港湾課	屋内施設(海王丸、新湊マリーナ、野鳥園等)休館
		51施設				

新型コロナウイルス対策に係る県職員の在宅勤務の実施について

令和2年4月17日

人 事 課

1 趣 旨

県内における新型コロナウイルス感染者の増加等を踏まえ、県職員の感染防止、県職員を介しての県民の感染防止及び県庁機能の維持のため、職員が隔日で在宅勤務を実施する勤務体制に移行するもの

- 執務室での職員間の距離を開け、接触機会を減らすとともに、お互いに接触が無い2班体制で勤務することにより、万が一、職員に感染者が発生した場合でも、もう一方の班により業務を遂行できる体制を整備

2 内 容

(1) 対 象

原則、全職員（非常勤職員を含み、除外分野に従事する職員を除く）

＜除外分野＞

新型コロナウイルス感染症対策、ライフライン、窓口、
部局長及び次長 等

(2) 内 容

- 各所属において職員を2班に分け、1日ごとに交代で在宅勤務を実施

＜例＞

月日	4/20(月)	4/21(火)	4/22(水)	4/23(木)	4/24(金)
A班	在宅勤務	(出勤)	在宅勤務	(出勤)	在宅勤務
B班	(出勤)	在宅勤務	(出勤)	在宅勤務	(出勤)

- 班編成については、各所属において、所属長と所属長代理を異なる班とする、各係内で概ね同数に分けるなど、業務への影響を最小限とするよう工夫
- 出勤者を削減する観点から、業務上支障がない場合には、連続して在宅勤務を実施することも推奨
- 新型コロナウイルス感染症対策など除外分野に従事する職員については、時差出勤の活用や週休日の振替による土日勤務、会議室の利用等により執務室における人の分散化を図るとともに、定期的な換気やこまめな消毒など職場における感染症予防を徹底
- 在宅勤務の機会を活用し、新型コロナウイルス感染症収束後の富山県が元気になるための政策提案を募集し、優秀な提案に対しては優良職員表彰を実施

(3) 開始時期

令和2年4月20日(月)